

No.	サービス区	質 問	回 答
1	共通	新総合事業に移行した場合、他市町村在住の利用者の対応はどうか。	利用者の住所地の保険者に確認してください。 なお、大里広域の被保険者が圏域外の事業所を利用している場合、圏域外の事業所もみなし指定の事業所となりますので、圏域内の事業所を利用している場合と同じ取り扱いとなります。ただし、平成27年4月1日以降に介護予防事業所の指定のあった事業所は、みなし指定とはならないので、大里広域の指定が別に必要となります。また、請求のサービスコードも異なり、訪問型サービスはA2、通所型サービスはA6となります。
2	共通	基本チェックリストはどこで実施するのか。	保険者窓口(介護保険課、市町介護保険事務所)及び地域包括支援センターで実施します。また、居宅介護支援事業所でも実施できますが、地域包括支援センターの確認を受けてください。 なお、新総合事業の介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施することとされていますが、居宅介護支援事業所が再委託を受けて実施することができますので、地域包括支援センターと調整してください。
3	共通	認定申請を希望しているが、利用予定のサービスが新総合事業であるため、基本チェックリストを実施すればよいか。	新総合事業の利用であれば基本チェックリストの実施で足りるので、制度について説明して本人の意向を確認してください。そのうえで、本人が認定申請を希望したときは、認定申請の手続きを行ってください。
4	第1号介護 予防支援	予防給付と総合事業を利用する場合、どのようにケアプランを作成すればよいか。	ケアプランについては、予防給付を利用する場合、新総合事業がサービスに含まれていても介護予防支援となりますので、従来の介護予防支援の様式に両方を記載してください。予防給付を利用せず、新総合事業のみ利用の場合に新総合事業のケアプランを作成してください。
5	第1号介護 予防支援	介護予防ケアマネジメント依頼届には何を添付するのか。	介護予防ケアマネジメント依頼届出書に、被保険者証を添付し、介護保険課又は各市町介護保険事務所へ提出してください。また、基本チェックリスト該当者については、基本チェックリストの写しを添付してください。
6	第1号訪問・ 通所事業	予防給付から新総合事業に移る場合、サービスコードについて、新総合事業の訪問介護は61がA1、通所介護は65がA5に変更となるのか。	お見込みのとおり。 ただし、平成27年4月1日以降に介護予防事業所の指定のあった事業所は、みなし指定とはならないので保険者の指定を受けてサービス提供を行います。その際のサービスコードは、訪問型サービスはA2、通所型サービスはA6となります。
7	第1号訪問・ 通所事業	平成27年4月1日に指定予防の訪問・通所介護事業所の指定を受けたが、新総合事業の手続きはどうか。	平成27年4月1日以降に指定を受けた介護予防の事業所は、新総合事業のみなし指定の事業所とならず、新総合事業の指定を受ける必要があるため、大里広域に指定申請を提出ください。 また、請求のサービスコードはみなし指定のサービスと異なり、訪問型サービスがA2、通所型サービスがA6となります。
8	第1号訪問・ 通所事業	新総合事業での利用者に対し、介護給付、予防給付によるサービス利用者と一緒にサービス提供を行ってよいか。	指定通所介護事業所が行う通所型サービスについては、従来の予防給付と同様に、介護給付等と一体的なサービス提供ができます。